

[異常時通報連絡の公表文（様式1－1）]

伊方1, 2号機 タービン建家天井クレーンの照明用ケーブルの
焦げ跡について

R 5.10.10

原子力安全対策推進監
電話番号 089-912-2352

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象	有 · [評価レベル −] 無
県の公表区分	A · B · C · P P
外部への放射能の放出・漏えい	有 · [漏えい量 −] 無
異常の概要	発生日時 令和5年9月20日19時20分
	発生場所 1号 · 2号 · 3号 · 共用設備
	管理区域内 · 管理区域外
種類	・設備の故障、異常 ・地震、人身事故、その他 ・核物質防護

[異常の内容]

9月20日(水曜日)20時9分、四国電力株式会社から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方1, 2号機は廃止措置中のところ、タービン建家天井クレーンの照明用ケーブルに焦げ跡があることを確認した。
- 2 現在、詳細を調査中である。
- 3 なお、この事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。

[異常の原因及び復旧状況]

9月21日(木曜日)0時17分、四国電力株式会社から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 本事象については、タービン建家天井クレーンの定期点検を実施している際に確認したものである。
- 2 当該ケーブルについては、コンセントから取り外すとともに、上流の分電盤の電源スイッチを「切」とした。
- 3 その後、消防署の立ち入りの結果、9月20日23時30分に火災ではないと判断された。
- 4 今後、詳細を調査する。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しています。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1号機	廃止措置中
	2号機	廃止措置中
	3号機	運転中 (出力 102%) · 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況	通常値	・ 異常値
周辺環境放射線の状況	通常値	・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	<ul style="list-style-type: none">○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 (放射性物質の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等)○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 (大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等)○その他特に重要と認められる事態
B	<ul style="list-style-type: none">○管理区域内の設備の異常○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき○その他重要と認められる事態
C	<ul style="list-style-type: none">○区分A, B以外の事項
P P	<ul style="list-style-type: none">○核物質防護に影響がある事態

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射性物質を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊方発電所情報 (お知らせ)

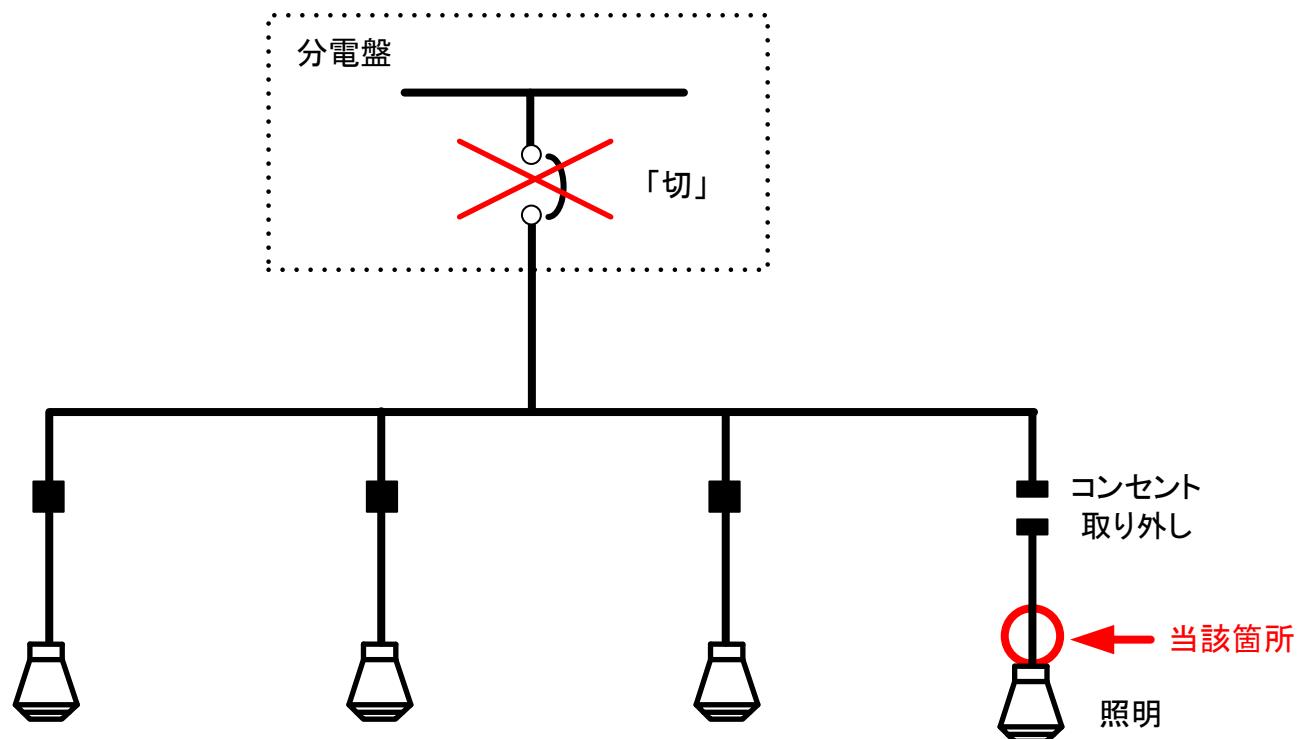
発信年月日	令和 5年 9月20日 (水) 20時 9分			
発信者	伊方発電所 大野			
当該機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時状況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第一回定期事業者検査中
発生状況概要	<p>設備トラブル • 人身事故 • 地震 • 核物質防護 • その他</p> <p>1. 発生日時： 9月 20日 19時 20分</p> <p>2. 場 所： 伊方発電所1、2号機タービン建家（管理区域外）</p> <p>3. 状 況：</p> <p>伊方1、2号機は廃止措置中のところ、本日19時20分頃、タービン建家天井クレーンの照明用ケーブルに焦げ跡があることを確認しました。</p> <p>現在、詳細を調査中です。</p> <p>なお、この事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。</p>			
	<p>1号機：廃止措置中</p> <p>2号機：廃止措置中</p> <p>3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止) 中</p>			
備考				

伊方発電所情報 (お知らせ、第2報)

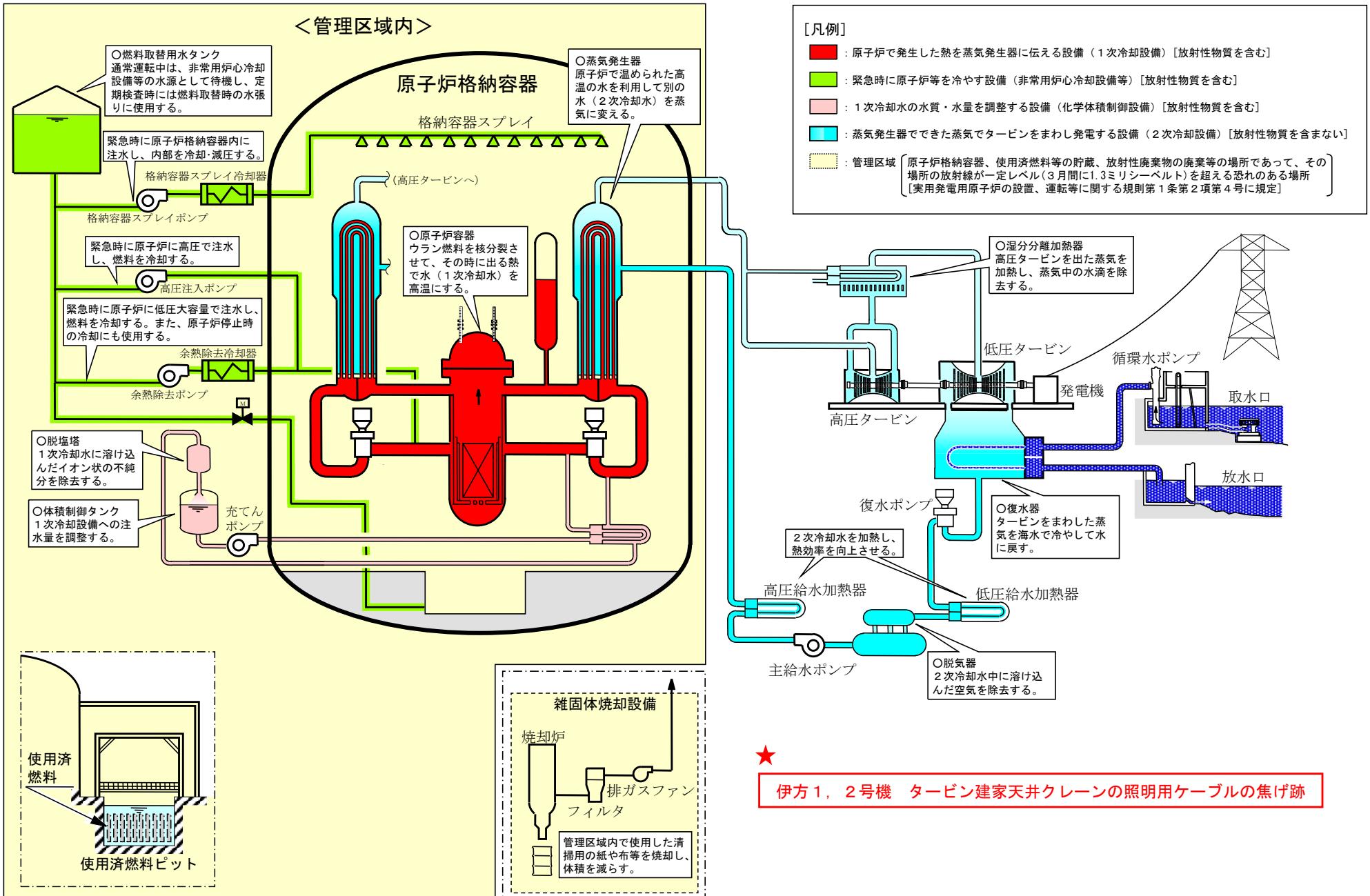
発信年月日	令和5年9月21日（木）0時17分				
発信者	伊方発電所 大野				
当該機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)	
発生時状況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力低下) 中 2. 第一回定期事業者検査中		
		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他			
発生状況概要	1. 発生日時： 9月20日 19時20分				
	2. 場所： 伊方発電所1、2号機タービン建家（管理区域外）				
	3. 状況： 伊方1、2号機は廃止措置中のところ、9月20日19時20分頃、タービン建家天井クレーンの照明用ケーブルに焦げ跡があることを確認しました。 現在、詳細を調査中です。 なお、この事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。 【第1報にてお知らせ済み】				
		本事象については、タービン建家天井クレーンの定期点検を実施している際に確認したものです。 当該ケーブルについては、コンセントから取り外すとともに、上流の分電盤の電源スイッチを「切」としました。 その後、消防署の立ち入りの結果、9月20日23時30分に火災ではないと判断されました。 今後、詳細を調査します。			
運転状況	1号機：廃止措置中 2号機：廃止措置中 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力低下・定検停止) 中				
備考					

伊方発電所 1、2号機 タービン建家天井クレーン
照明回路 概略系統図

1、2号機タービン建家(管理区域外)



伊方発電所 基本系統図



伊方発電所第1、2号機 タービン建家天井クレーン
照明用ケーブルの焦げ跡

天井クレーン(全景)



天井クレーン(拡大)



ガーダ内部



用語解説

○タービン建家天井クレーン

1, 2号機タービン建家の大型機器点検に伴う機器等の運搬に使用するクレーン。

1号機と2号機の2台があり、同一レール上に配置されており共用できる。

○ガーダ

タービン建家に設置された走行レール間に上に設置された構造物で、そのガーダ上を荷の吊り上げ等に使用する巻き上げ機が横行する。

周辺環境放射線調査結果

(県環境放射線テレメータ装置により確認)

令和5年09月20日 (水)

(単位: ナノグレイ/時)

測定局	時刻	測定値 (シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		19:00	19:10	19:20	19:30	19:40		
愛媛県	モニタリングステーション(九町越)	16	16	17	17	16	45	19
	モニタリングポスト伊方越	18	18	18	18	18	52	20
	モニタリングポスト湊浦	23	23	23	23	23	45	25
	モニタリングポスト川永田	24	24	24	25	24	51	26
	モニタリングポスト九町	33	33	33	33	33	55	35
	モニタリングポスト大成	13	13	13	13	13	41	16
	モニタリングポスト豊之浦	24	24	24	24	24	52	26
	モニタリングポスト加周	24	24	24	24	24	60	27
四国電力株	モニタリングステーション	15	15	15	16	15	40	18
	モニタリングポストNo. 1	15	15	15	15	15	43	18
	モニタリングポストNo. 2	14	14	14	13	13	42	16
	モニタリングポストNo. 3	12	12	12	12	12	39	15
	モニタリングポストNo. 4	14	14	14	14	14	44	17

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○降雨の状況: 有・無

○伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力規制庁の「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。
「平常の変動幅」は、過去2年間（令和03、04年度）の測定値を統計処理した幅（平均値±標準偏差の3倍）としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(ミリシーベルト)に換算しています。
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト（ミリはナノの100万倍を表す）の自然放射線を受けることになりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

